

## 犬狩

解犬毒、犬に嚙傷られたるときはやく冷水を汲て、傷られたる處を浸し、ふた、び糞汁に漬て、そのまゝ、瘡キズの上に灸して、急に蝦墓湯蝦墓一枚去首尾を用ふべし、もし活ながら蝦墓を捕、その股の肉を食へば、その效いよく速也、大約獵犬のみならず、禽獸怒るとときは必毒あり、猫鼠鷄の類みな玄か也、手して鼠を捕ふべからず、牡鷄の鬪ふとき、手をもてこれをわくべからず、倘傷らるゝことあれば、その毒獵犬と異ならず、但犬毒を酷しとす、嚙れたるとき、瘡淺く痛深からずとも、療治等閑なれば、その毒期月に至て再發し、終に命を隕すものあり、或は狂亂して狗鳴をなすものあり、これその毒煽なるによつて也、怪むに足らず、縱仙丹神藥を用るとも、赤小豆を忌むこと三年つてしまざれば、毒の發すること初に倍して救ひがたし、恐るべし、主ある犬も生人を見れば、その人を嚙傷るあり、これらは速に打殺してその害を除くべし、婦人の情をもてこれを憐むべからず、この犬罪あり、畜生を愛して人を害することあらば、主人の徳を傷ふなり、東海道岡部驛より十八九町ばかりなる田舎に、犬除の符を出す家ありといふ、その名を忘る、尋ねべし。

## 〔禁秘御抄下〕一犬狩

藏人承仰下知所衆瀧口參、瀧口帶弓箭儲所々射犬、所衆入縁下狩出、而此役太見苦、仍近代好遲參、定蒙召籠、仍衛士并取夫入縁下、匡房記曰、堀川院御時、犬狩被閉諸陣、而先例當御物忌時、犬狩尤有便云々、予俊忠又藏人一兩人持弓、先例犬狩時、仰左右近陣吉上等狩之云々、殿上將佐已下可持弓也。

## 〔侍中群要十〕犬狩事

家無佛神事之時、并休日御物忌等之間、隨仰召仰左右近陣官行之、瀧口等相從之、藏人等追御所犬、所狩獲併召左右衛門官人令放流之、遲參之間、右兵衛陣外頭陣官令守之、隨來給之、

〔播磨風土記 飾磨郡〕伊和里略

○中昔大汝命之子、火明命心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達